

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

言葉は希望を探し求める時の道しるべになります。それは誰かの本や誰かの一言の中に見つけることもあります。自分が自分に語りかけることもあります。税理士試験勉強中「辞めろ」という声が胸の奥で聞こえました。仕事を続けながらの10年間で結果が出ない時期でした。その後、仕事を辞めて勉強を続けて今の自分に繋がっています。

「時間は過去から未来に流れるものではなく今があるだけ」。46歳で死去した池田晶子の「14歳からの哲学」での記述です。

今の一瞬を懸命に生きて考えを深めることで見つかるものがあります。

私の書棚より

○自分を変えたい、成長したいと思ったら、一発逆転の方法はありません。自分を信じて、過去を振り返り、自分を理解して、未来を考える時間をつくる。その繰り返しの時間こそが大事なのです。

○行動できる人というのは、やる気や大きな夢があるから行動できるわけではありません。最初の小さな一歩を踏み出して、続けられるかどうか、それだけです。

「1行書くだけ日記」
伊藤羊一著 SBクリエイティブ

税務アンテナ

□法人の消費税の納税義務は、基準期間である前々事業年度の課税売上が1,000万円を超える場合に発生します。このため、資本金が1,000万円未満の新設法人は、原則として2事業年度は消費税が免除されます。

ただし、設立事業年度が7月を超える場合には、事業年度開始の日以後6月の期間の課税売上、かつ給与支払総額が1,000万円を超えるときには、翌事業年度から納税義務が生じることになります。

また、新設法人の株主と一定の関係者が50%超の株式を所有して、かつ、その者と一定の関係にある法人の新設法人の基準期間に相当する課税売上が5億円を超えている場合には、設立事業年度から納税義務が生じることになります。

□父名義の家屋に子が増改築をする場合には、増改築部分のみを子の名義として登記することができないため、父の資産価値の増加部分を子から父へ贈与したものとみなされます。

このため、父の家屋の時価と子の増改築資金の合計に対する、お互いの割合で共有登記をすれば、贈与税の課税は発生しないことになります。

なお、子が父の土地を無償で使用している場合に限り、子への土地所有権の贈与も発生しません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

10日	○5月分の源泉所得税の納付
30日	○3年4月決算法人の確定申告 ○2年10月決算法人の中間申告(予定申告) ○2年7月、10月、3年1月決算法人の消費税中間申告

30日	○6月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『未来はいつも面白い』 by みつばちマーヤの冒険